

## 審査基準整理票

処分名	死体解剖の場所の許可		
根拠法令名	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）	（条項）第9条	
基準法令名			
所管部署	大津市保健所 保健総務課 医事薬事係		
標準処理期間	14 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[死体解剖の場所の許可に係る審査基準] 過去に当該許可に係る申請の実績がなく、将来的に見込みのないものであることから、あらかじめ基準を設定することが困難であり、その都度個別に判断する。</p>			

参 考

[根拠法令]

死体解剖保存法

**第九条**

死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二条第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

[参考法令]

死体解剖保存法

**第二条**

**1** 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合

三 第八条の規定により解剖する場合

**四** 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百九条（第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合

**五** 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十九条第一項又は第二項の規定により解剖する場合

**六** 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十三条第二項の規定により解剖する場合

**2～3** 略

\* 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。